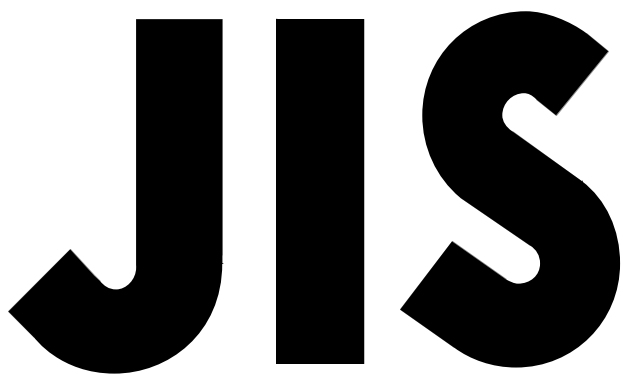




分析化学用語（環境部門）

JIS K 0216 : 2014

(JSAC/JSA)

平成 26 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会(株式会社島津製作所)
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	嶋 田 圭 吾	一般社団法人日本試薬協会(米山薬品工業株式会社)
	高 津 章 子	独立行政法人産業技術総合研究所
	田 和 健 次	石油連盟
	中 島 眞 理	日本ゴム工業会(株式会社ブリヂストン)
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	早 下 隆 士	上智大学
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.8.20 改正：平成 26.2.20

官 報 公 示：平成 26.2.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本分析化学会

(〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ TEL 03-3490-3351)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会(部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会(委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 用語及び定義.....	1
解 説.....	43
索 引.....	48

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本分析化学会（JSAC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 0216:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

分析化学用語（環境部門）

Technical terms for analytical chemistry (Environmental part)

序文

この規格は、2008年に制定され、今日に至っている。その後の災害廃棄物、放射性物質などの環境化学に関連する用語の統一の必要性に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、分析化学において環境分野で用いる主な用語及び関連する用語並びにそれらの定義について規定する。

注記 環境部門における用語とは、水質、大気、土壌、廃棄物、放射性物質などの人の健康、生活環境、地球環境、生態系の保全などに関わるもの、及び環境マネジメントに関わるものがある。

2 用語及び定義

用語及び定義は、次による。

なお、記載方法は a)～c) によっている。

- a) 二つ以上の用語を並べた場合には、その欄の順位に従って優先的に用いる。
- b) 用語は、特に断らない限り環境分野の範囲内で用いるものであるが、誤解するおそれのある用語については、用語の後の丸括弧内に使用分野を示す。
- c) 参考として対応英語又はその略語を示す。対応英語の欄で、コンマ (,) の後ろに併記してあるものは、同義語又は略語である。

番号	用語	定義	対応英語（参考）
1	悪臭	いやなお（臭）い、不快なお（臭）いの総称。	offensive odor, malodor
2	悪臭物質	人に不快感を与えるような臭気を持ち、生活環境を損なうおそれのある物質。 注記 硫黄化合物、窒素化合物、炭化水素化合物などは、悪臭防止法で定められている。	offensive odor substance, malodorant, malodorous substance
3	アクティブサンプラー	ポンプなどを用いて試料空気を吸引し、捕集する方式の試料採取用機器。	active sampler
4	アクティブサンプリング法	アクティブサンプラーを用いて、一定の容量のガスを捕集する試料採取方法。 注記 対義用語は、パッシブサンプリング法（番号 502）である。	active sampling method
5	アジェンダ 21	1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議で採択された文書の一つで、21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画。	Agenda 21